別紙１

新旧対照表

【函館税関が保有する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準を定める達（平成１３年達第４２号)】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第１条～第５条　（略）	第１条～第５条　（略）
（その他の不開示決定）	（その他の不開示決定）
第６条　（略）	第６条　（略）
（１）　開示請求に係る行政文書を次に掲げる事由その他行政文書の管理上の事由により財務省が保有していない場合	（１）　開示請求に係る行政文書を次に掲げる理由その他行政文書の管理上の理由により財務省が保有していない場合
イ　当該行政文書を職員が作成又は取得をしていない。	イ　当該行政文書を職員が作成又は取得していない。
ロ　（略）	ロ　（略）
（２）～（６）　（略）	（２）～（６）　（略）
附　則	（追加）
この達は、令和８年１月１日から施行する。	
別添１　法第５条に関する判断基準	別添１　法第５条に関する判断基準
１　（略）	１　（略）
２　法第５条第１号に関する判断基準	２　法第５条第１号に関する判断基準
一　（略） イ～ロ　（略） ハ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第４項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分	一　（略） イ～ロ　（略） ハ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第４項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号。以下「独立行政法人等 情報公開法」という。）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
一　特定の個人を識別することができる情報	一　特定の個人を識別することができる情報

新旧対照表

【函館税関が保有する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準を定める達（平成１３年達第４２号)】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（１）～（２）　（略）	（１）～（２）　（略）
（３）　「（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」	（３）　「（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」
①　当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として不開示とする。 照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報及び図書館等の公共施設で一般に入手可能なもの等一般人が通常入手し得る情報が含まれる。この場合の入手可能かどうかの判断に当たっては、行政庁において、通常の注意力をもって審査するのであり、調査義務があるものではない。 また、入手するために特別の調査を必要とする情報については、「他の情報」に含まれない。 なお、情報の性質・内容によっては、一般人が通常入手し得る情報では、特定の個人を識別することができるとまでは言えないもののなお保護が必要な情報については、法第５条第１号本文後段に該当する場合があることに留意する。	①　当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として不開示とする。 照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報及び図書館等の公共施設で一般に入手可能なもの等一般人が通常入手し得る情報が含まれる。この場合の入手可能かどうかの判断に当たっては、行政庁において、通常の注意力をもって審査するのであり、調査義務があるものではない。 また、入手するために特別の調査を必要とする情報については、「他の情報」に含まれない。 なお、情報の性質・内容によっては、一般人が通常入手し得る情報では、特定の個人を識別することができるまでは言えないもののなお保護が必要な情報については、法第５条第１号本文後段に該当する場合があることに留意する。
②　（略）	②　（略）
（４）　（略）	（４）　（略）
二～三　（略）	二～三　（略）
四　（略）	四　（略）
（１）　（略）	（１）　（略）
（２）　「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報が含まれる。一方で、研修受講職員にとって、公務であってもその担任する職務と関係のない活動に関する情報、例えば、研修における出席簿や個人成績表、報告書、試験結果等は含まれない。	（２）　「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体又は地方独立行政法人の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報が含まれる。一方で、研修受講職員にとって、公務であってもその担任する職務と関係のない活動に関する情報、例えば、研修における出席簿や個人成績表、報告書、試験結果等は含まれない。

新旧対照表

【函館税関が保有する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準を定める達（平成１３年達第４２号)】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
また、本規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報、職員個人に係る人事査定及び評価情報等は管理される職員の個人情報として保護する必要があり、当該情報については不開示とする。 （３）～（４）　（略）	また、本規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報、職員個人に係る人事査定及び評価情報等は管理される職員の個人情報として保護する必要があり、当該情報については不開示とする。 （３）～（４）　（略）
五～六　（略）	五～六　（略）
３　法第５条第２号に関する判断基準 （略）	３　法第５条第２号に関する判断基準 （略）
一　「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）」 （１）　「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報」 株式会社等商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人、特殊法人、認可法人、政治団体、外国法人及び権利能力なき社団等が含まれる。（ただし、独立行政法人等情報公開法の対象法人を除く。）解散等により現在存在していない法人等について、「法人その他の団体」に含まれる場合がある。ただし、一般的には、権利利益が承継された法人の問題として、その正当な利益等を判断する。 「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織及び事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報をいう。法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する経営方針、経理及び人事等に関する情報、生産、技術、営業、販売その他の事業活動に関する情報のほか、名誉、社会的信用及び社会的活動の自由等法人の権利利益に関する情報等が含まれる。複数の法人等に関する情報を合算した数値が、当該数値に関連する諸般の事情を考慮し、社会通念に照らして、特定の法人等又は特定の業界団体に関する情報となる場合は、本規定に該当する場合があることに留意する。 法人については、名称、所在地及び役員等は登記により公開されてお	一　「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立法人を除く。以下「法人等」という。）」 （１）　「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立法人を除く。）に関する情報」 株式会社等商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人、特殊法人、認可法人、政治団体、外国法人及び権利能力なき社団等が含まれる。（ただし、独立行政法人等情報公開法の対象法人を除く。）解散等により現在存在していない法人等について、「法人その他の団体」に含まれる場合がある。ただし、一般的には、権利利益が承継された法人の問題として、その正当な利益等を判断する。 「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織及び事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報をいう。法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する経営方針、経理及び人事等に関する情報、生産、技術、営業、販売その他の事業活動に関する情報のほか、名誉、社会的信用及び社会的活動の自由等法人の権利利益に関する情報等が含まれる。複数の法人等に関する情報を合算した数値が、当該数値に関連する諸般の事情を考慮し、社会通念に照らして、特定の法人等又は特定の業界団体に関する情報となる場合は、本規定に該当する場合があることに留意する。 法人については、名称、所在地及び役員等は登記により公開されてお

新旧対照表

【函館税関が保有する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準を定める達（平成１３年達第４２号)】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
り、法第５条第２号イ又は同号ロの規定に該当する場合を除き、当該情報は開示する。 法人ではない事業を営む個人の当該事業に関する情報並びに権利能力なき社団等の名称及び住所等についても、同規定に該当する場合を除き、開示することとなるが、同規定に該当するかどうかの判断に当たっては、登記が行われていない事情を考慮する。 なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。	り、法第５条第２号イ又は同号ロの規定に該当する場合を除き、当該情報は開示する。 法人ではない事業を営む個人の当該事業に関する情報並びに権利能力なき社団等の名称及び住所等についても、同規定に該当する場合を除き、開示することとなるが、同規定に該当するかどうかの判断に当たっては、登記が行われていない事情を考慮する。 なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。
（２）　（略）	（２）　（略）
二～三　（略）	二～三　（略）
４　（略）	４　（略）
５　法第５条第４号に関する判断基準 （略）	５　法第５条第４号に関する判断基準 （略）
一　「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持」 （１）　「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、国民の防犯意識の啓発又は防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本規定に該当しない。 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止し、又は犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見、収集及び保全することをいう。 「公訴の維持」とは、提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張及び立証並びに公判準備	一　「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持」 （１）　「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、国民の防犯意識の啓発又は防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本規定に該当しない。 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止し、又は犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見、収集及び保全することをいう。 「公訴の維持」とは、提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張及び立証並びに公判準備

新旧対照表
【函館税関が保有する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準を定める達（平成１３年達第４２号)】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
等の活動をいう。 「刑の執行」とは、刑法（明治４０年法律第４５号）第２章に規定された死刑、拘禁刑、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行及び監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、不開示とする。 （２）　（略）	等の活動をいう。 「刑の執行」とは、刑法（明治４０年法律第４５号）第２章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導　処分の執行及び監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、不開示とする。 （２）　（略）
二　（略）	二　（略）
６　法第５条第５号に関する判断基準 （略）	６　法第５条第５号に関する判断基準 （略）
一　「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」 「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院（これらに属する機関を含む。）をいい、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」とは、これらの機関及び地方公共団体について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間の意味である。 公益法人等国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人以外の機関が主催する会議に、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の職員が職務として参加し、検討等を行った場合、当該会議に係る情報が、国の機関の内部における審議、検討又は協議（以下「審議等」という。）に当たる場合には、本規定に該当する。	一　「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」 「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院（これらに属する機関を含む。）をいい、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」とは、これらの機関及び地方公共団体について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間の意味である。 公益法人等国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体以外の機関が主催する会議に、国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の職員が職務として参加し、検討等を行った場合、当該会議に係る情報が、国の機関の内部における審議、検討又は協議（以下「審議等」という。）に当たる場合には、本規定に該当する。
二　「審議、検討又は協議に関する情報」 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議及び打合せ、決裁を	二　「審議、検討又は協議に関する情報」 国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議及び打合せ、決裁を前提とした説明及び

新旧対照表
【函館税関が保有する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準を定める達（平成１３年達第４２号)】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
前提とした説明及び検討並びに審議会等又は行政機関が開催する有識者又は関係法人等を交えた研究会等における審議及び検討等、様々な審議等が行われており、本規定は、当該審議等に関連して作成され、又は取得された情報をいう。 意思決定を求めるまでの過程で、結果的に意思決定に至らなかった審議等の内容等も本規定に該当する。 ある機関において最終的な意思決定を行うまでの過程で行われる審議等に関する情報は、これに関与したすべての機関にとって、本規定に該当する。 審議等の内容に関する情報だけでなく、審議等を行う体制又は進め方に関する情報も、本規定に該当する。	検討並びに審議会等又は行政機関が開催する有識者又は関係法人等を交えた研究会等における審議及び検討等、様々な審議等が行われており、本規定は、当該審議等に関連して作成され、又は取得された情報をいう。 意思決定を求めるまでの過程で、結果的に意思決定に至らなかった審議等の内容等も本規　定に該当する。 ある機関において最終的な意思決定を行うまでの過程で行われる審議等に関する情報は、これに関与したすべての機関にとって、本規定に該当する。 審議等の内容に関する情報だけでなく、審議等を行う体制又は進め方に関する情報も、本規定に該当する。
三～七　（略）	三～七　（略）
７　法第５条第６号に関する判断基準	７　法第５条第６号に関する判断基準
六　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの イ　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ ロ～ホ　（略）	六　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの イ　監査、検査、取締り又は試験又は租税の賦課もしくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ ロ～ホ　（略）
一　「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」 （１）～（２）　（略） （３）　「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」 各規定の要件に該当するかどうかの判断に当たっては、客観的に判断し、また、事務又は事業がその根拠となる規定及び趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で、「適正な遂行」と言えるものであるかどうかを判断する。 例えば、函館税関の所掌事務に関する相談（以下「行政相談」という。	一　「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」 （１）～（２）　（略） （３）　「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」 各規定の要件に該当するかどうかの判断に当たっては、客観的に判断し、また、事務又は事業がその根拠となる規定及び趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で、「適正な遂行」と言えるものであるかどうかを判断する。 函館税関の所掌事務に関する相談（以下「行政相談」という。）に関す

新旧対照表
【函館税関が保有する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準を定める達（平成１３年達第４２号)】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
）に関する行政文書であって、開示することにより、安心して行政相談をすることができないという危惧の念を国民に抱かせ、その結果、行政相談に対する信頼が損なわれ国民に行政相談の利用をちゅうちょさせること等、行政相談の実施目的を失わせるおそれがあるものについては、不開示とする。	る文書等であって、開示することにより、安心して行政相談等することができないという危惧の念を国民に抱かせ、その結果、行政相談等に対する信頼が損なわれ国民に行政相談等の利用を躊躇させること等、行政相談等の実施目的を失わせるおそれがあるものについては、不開示とする。
二　「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（イ） （１）～（２）　（略）	二　「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（イ） （１）～（２）　（略）
三　「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」（ロ） （１）　（略） （２）　「国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」 （略）	三　「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」（ロ） （１）　（略） （２）　「国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」 （略）
四～六　（略）	四～六　（略）
別添２～別添３　（略）	別添２～別添３　（略）
別表　会議等の開催に関する会計文書及び職員の勤務状況に関する文書の取扱い	別表　会議等の開催に関する会計文書及び職員の勤務状況に関する文書の取扱い
１　（略）	１　（略）
２　職員の勤務状況に関する文書	２　職員の勤務状況に関する文書
（１）　（略）	（１）　（略）
（２）記載情報ごとの開示又は不開示の取扱い （略）	（２）記載情報ごとの開示又は不開示の取扱い （略）

別紙１

新旧対照表

【函館税関が保有する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準を定める達（平成１３年達第４２号)】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
ア　一般的に法第５条各号の不開示情報には該当せず、開示可能と考えられるもの 旅行命令簿における所属部局課、官職、職員の氏名、旅行命令権者印（印影)、旅行者氏名（印影)、支出官等印（印影)、旅行命令発令年月日、用務、用務先、旅行期間、概算払の年月日及び金額、精算払の年月日及び金額 イ　一般的に、法第５条第１号に該当すると考えられ、不開示と考えられるもの 出勤簿における休暇・レクリエーション参加・休職・停職等の表記、年次休暇日数・時間（月計・累計・残)、病気休暇日数（月計)、特別休暇日数（月計)、レクリエーション（月計)、介護休暇日数（月計)、欠勤日数（月計） 旅行命令簿における職務の級、住所 休暇簿における年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数)、休暇期間、休暇残日数・時間、本人印（印影)、請求年月日、承認の可否、決裁印（印影)、勤務時間管理員処理（印影）	ア　一般的に法第５条各号の不開示情報には該当せず、開示可能と考えられるもの 旅行命令簿における所属部局課、官職、職員の氏名、旅行命令簿（印影)、旅行者氏名（印影)、支出官等印（印影)、旅行命令発令年月日、用務、用務先、旅行期間、概 算払の年月日及び金額、精算払の年月日及び金額 イ　一般的に、法第５条第１号に該当すると考えられ、不開示と考えられるもの 出勤簿における休暇・レクリエーション参加・休職・停職等の表記、年次休暇付与日数、年次休暇日数・時間（月計・累計・残)、病気休暇日数（月計)、特別休暇日数（月計)、レクリエーション（月計)、介護休暇日数（月計)、欠勤日数（月計） 旅行命令簿における職務の級、住所 休暇簿における年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数)、休暇期間、休暇残日数・時間、本人印（印影)、請求年月日、承認の可否、決裁印（印影)、勤務時間管理員処理（印影）